

令和3年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	あさひかわ商工会補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S48以前		終期	-	
予算事業名	振興行政費					(事業コード)		062213			
所管部署	経済部		経済総務課			経済企画係		電話番号	内線 5412		
交付先(団体,個人等)	あさひかわ商工会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		市内小規模事業者								
	(意図) どういう状態にしたい		経営の安定化・基盤の強化等を図る体制を構築する								
対象事業等の内容	経営相談員による個別相談の実施や講習会・研修会の開催など,小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための各種事業										
積算方法	補助対象経費の2分の1かつ予算の範囲内										
事業量指標と過去5年間の実績	① 経営指導員配置数					② 集団講習会等開催回数					単位:回
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	6	6	6	6	6	4	5	6	4	2	
成果指標と過去5年間の実績	① 経営相談延べ件数					② 集団講習会等参加人数					単位:人
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	3,915	3,531	3,402	3,452	4,504	91	107	87	76	19	

2 収支状況等

単位:千円

			平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	1,712	2,265	2,612	2,328	2,853
		市補助金	20,599	21,889	21,889	21,889	21,889
		道補助金	51,839	53,068	55,046	54,784	56,193
		会費収入	22,758	22,680	22,476	22,308	22,335
		手数料・受託料	14,014	12,804	12,817	13,085	13,086
		その他	37,723	33,907	40,161	37,932.0	35,692
	収入合計		148,645	146,613	155,001	152,326	152,048
	市補助率(%)		13.9%	14.9%	14.1%	14.4%	14.4%
	支出合計		146,380	144,001	152,673	149,473	152,048
	うち食糧費,交際費						
市負担額	一般財源		20,599	21,889	21,889	21,889	21,889
	特定財源						
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計		20,959	22,253	22,257	22,257	22,262	
受益対象者数			1,615	1,602	1,594	1,629	1,629
補助金単位コスト(単位:円)			12,978	13,891	13,963	13,663	13,666
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営,会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である				
会計処理については,会計責任者のもと行われており,また,総会時において,監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
		(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) あさひかわ商工会は, 商工会法に基づき設置され, 市内商工業の総合的な改善発達を図り, あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする団体であり, 公益性が高く, 民営化・自立化の余地がない。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 市補助金がなければ, 専門職員を設置し, 地域小規模事業者に対し有効な指導事業を行う上で支障がでる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 令和2年度の経営相談延べ件数が4504件であり, コロナ禍において, 事業者にとって身近な支援機関として経営発達支援や創業・経営革新支援等の事業を実施し, 地域小規模事業者の振興と安定に寄与した。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (4)市補助金がなければ, 継続的に専門職員を設置し, 事業者に対し, 有効な指導事業を行う上で支障がでるため, 見直し期間を設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	新型コロナウイルス感染症により地域経済が大きな影響を受けるなか, 事業者に寄り添う経営支援機関としての重要性が増している。
解決に向けた取組	国, 北海道やあさひかわ商工会を含めた経済団体等の連携を更に強化していく。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域経済の活性化を図るため, 小規模事業者の経営基盤強化に資するためにも, 継続的支援が必要と考える。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	あさひかわ商工会補助金
-----------	-------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名		実 施 主 体	
概 要			
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
説 明			

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
函館市	(函館市小規模事業経営近代化促進指導補助金) 商工会が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である団体に補助金を交付する。 対象者: 函館市亀田商工会, 函館東商工会
釧路市	(阿寒町商工会補助金, 音別町商工会補助金) 中小企業の指導育成を行う。 対象者: 阿寒町商工会, 音別町商工会
北見市	(中小企業指導事業補助金) 小規模事業者に対する指導体制の強化及びその推進を図り、小規模事業者の振興と安定に寄与するために行われる事業に対する支援補助を行う。 対象者: きたみ市商工会
岩見沢市	(商工経営近代化促進事業) 中小企業等の経営安定と高度化を促進する。 対象者: いわみざわ商工会
石狩市	(商工会経営改善普及事業交付金) 商工会が行う経営改善普及事業費及び市内商工業の改善発達を図る事業に対し、交付金を交付することにより、市内中小企業者の技術能力の向上と経営基盤の安定化を図り、もって商工業の活性化に寄与する。 対象者: 石狩北商工会

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。